

板橋区個人番号利用事務に係る本人確認に関する事務取扱要綱

平成27年12月25日

板橋区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）に基づき、本人から個人番号の提供を受けるときに、当該提供をする者（又はその代理人）に対し、その者が本人であることを確認すること（以下「本人確認」という。）について定めることにより、虚偽その他不正な手段による申請等の行政手続を防止し、もって事務の適正な運用を行うとともに、区民の特定個人情報保護を図ることを目的とする。

(本人確認を行う事務の範囲)

第2条 本人確認を行う事務は、法別表第1に掲げる事務及び法に基づく東京都板橋区個人番号及び特定個人情報等の取扱いに関する条例（平成27年板橋区条例第56号）別表第1及び別表第2に掲げる事務とする。

(本人確認の方法)

第3条 本人確認は、法第16条、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）第12条並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則（平成26年内閣府令第3号・総務省令第3号。以下「規則」という。）第1条に規定する本人確認書類の提示を求めることを原則とする。ただし、他の法令等によりこれに代わる方法がある場合は、この限りでない。

(本人確認書類の範囲)

第4条 前条で定める確認書類等について、別表第1欄に掲げる規定の同表第2欄に掲げる内容に関して、個人番号利用事務実施者（法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。以下同じ。）が適当と認める確認書類等は同表第3欄に掲げるものとする。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年1月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年5月25日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

第1欄	第2欄	第3欄
規則第1条第2号	官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号。以下「令」という。）第12条第1項第1号に掲げる書類に記載された氏名及び出生の年月日又は住所（以下「個人識別事項」という。）が記載され、かつ、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該書類の提示を行う者が当該個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	税理士法施行規則（昭和26年大蔵省令第55号）第12条に規定する税理士証票（提示時において有効なものに限る。以下「税理士証票」という。）
		本人の写真の表示のある身分証明書等（学生証又は法人若しくは官公署が発行した身分証明書若しくは資格証明書をいう。以下同じ。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付身分証明書等」という。）
		戦傷病者手帳その他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のある書類で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真付公的書類」という。）
		規則第2条第1項柱書に規定する個人番号利用事務等実施者（以下、「個人番号利用事務等実施者」という。）が発行した書類であって識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識できるもの（提示時において有効なものに限る。）
		個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して当該書類を使用して提出する場合における当該書類
		官公署又は個人番号利用事務等実施者が個人識別事項を印字した上で本人に交付又は送付した書類で、個人番号利用事務等実施者に対して、申告書又は申請書等とあわせて提示又は提出する場合の当該書類
規則第2条第1項第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）

	の（法第2条第5項に規定する個人番号（以下「個人番号」という。）の提供を行う者の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	法に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第32条第1項の規定により還付された個人番号カード（以下「還付された個人番号カード」という。）
規則第2条 第3項 第2号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの	<p>本人の写真の表示のない身分証明書等で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限る。以下「写真なし身分証明書等」という。）</p> <p>地方税若しくは国税の領収証書、納税証明書又は社会保険料若しくは公共料金の領収証書で領収日付の押印又は発行年月日及び個人識別事項の記載があるもの（提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以内のものに限る。以下「地方税等の領収証書等」という。）</p> <p>印鑑登録証明書、戸籍の附票の写しその他官公署から発行又は発給をされた本人の写真の表示のない書類（これらに類するものを含む。）で、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なもの又は発行若しくは発給された日から6か月以内のものに限る。以下「写真なし公的書類」という。）</p> <p>地方税法に規定する特別徴収に係る納税義務者に交付する特別徴収の方法によって徴収する旨の通知書又は特別徴収票その他租税に関する法律又は地方税法その他の地方税に関する法律に基づく条例に基づいて個人番号利用事務等実施者が本人に対して交付した書類で個人識別事項の記載があるもの（以下「本人交付用税務書類」という。）</p>
規則第2条 第4項 第5号	過去に法第16条の規定により本人確認の措置を講じた上で受理している申告書等に記載されている純損失の金額、雑損失の金額その他当該提供を行う者が当該提供に係る申告書等を作成するに当たって必要となる事項又は考	修正申告書に記載された修正申告直前の課税標準額若しくは税額等又は更正の請求書に記載された更正の請求直前の課税標準額若しくは税額等その他これに類する事項

	慮すべき事情（以下「事項等」という。）であって財務大臣等が適当と認める事項等	
規則第2条第5項	本人しか知り得ない事項 その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項	個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人が申請書等に記載した金融機関の口座番号（本人名義に限る。）、直近の当該事務に係るやりとり等に関して個人番号利用事務等実施者の求めに応じて説明する方法
規則第2条第6項	個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が令第12条第1項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項又は規則第2条第1項各号に掲げる措置により確認される個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること。（以下「個人番号の提供を行う者が本人であること。」という。）が明らかかな場合 所得税法に規定する控除対象配偶者又は扶養親族その他の親族（以下「扶養親族等」という。）であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかかな場合 過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人であることが明らかかな場合
規則第6条第1項第3号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給された書類その他の本人の代理人として個人番号の提供をすることを証明するものとして個人番号利用事務実施者が適当と認める書類	本人の署名及び押印並びに代理人の個人識別事項の記載及び押印があるもの（税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。） 個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるもの（提示時において有効なものに限り、税理士法第2条第1項の事務を行う者から個人番号の提供を受ける場合を除く。）

規則第7条 第1項 第2号	官公署から発行され、又は 発給された書類その他これ に類する書類であって、 令第12条第3項第1号に 掲げる書類に記載された 個人識別事項が記載され、 かつ、写真の表示その他の 当該書類に施された措置 によって、当該書類の提示 を行う者が当該個人識別 事項により識別される特 定の個人と同一の者であ ることを確認することが できるものとして個人番 号利用事務実施者が適当 と認めるもの	税理士証票
		写真付身分証明書等
		写真付公的書類
		個人番号利用事務等実施者が発行した書類であって 識別符号又は暗証符号等による認証により当該書類 に電磁的方法により記録された個人識別事項を認識 できるもの（提示時において有効なものに限る。）
規則第7条 第2項	登記事項証明書その他の 官公署から発行され、又は 発給された書類及び現に 個人番号の提供を行う者 と当該法人との関係を証 する書類その他これらに 類する書類であって個人 番号利用事務実施者が適 当と認めるもの（当該法人 の商号又は名称及び本店 又は主たる事務所の所在 地の記載があるものに限 る。）	登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の官公署から 発行又は発給をされた書類その他これに類する書類 であって、当該法人の商号又は名称及び本店又は主た る事務所の所在地の記載があるもの（提示時において 有効なもの又は発行若しくは発給をされた日から6 か月以内のものに限る。以下「登記事項証明書等」と いう。）並びに社員証等、現に個人番号の提供を行う 者と当該法人との関係を証する書類（以下「社員証等 という。）
		地方税等の領収証書等（当該法人の商号又は名称及び 本店又は主たる事務所の所在地の記載があるもので、 提示時において領収日付又は発行年月日が6か月以 内のものに限る。以下「法人に係る地方税等の領収証 書等」という。）及び社員証等
規則第9条 第1項 第2号	官公署又は個人番号利用 事務等実施者から発行さ れ、又は発給された書類そ の他これに類する書類で あって個人番号利用事務 実施者が適当と認めるも の	写真なし身分証明書等
		地方税等の領収証書等
		写真なし公的書類
		本人交付用税務書類

規則第9条 第3項	本人及び代理人しか知り得ない事項その他の個人番号利用事務実施者が適当と認める事項	個人番号利用事務等実施者により各人別に付された番号、本人が申請書等に記載した金融機関の口座番号（本人名義に限る。）、直近の当該事務に係るやりとり等に関して個人番号利用事務等実施者の求めに応じて説明する方法
規則第9条 第4項	令第12条第3項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることが明らかであると個人番号利用事務実施者が認める場合	<p>雇用契約成立時等に本人であることの確認を行っている雇用関係その他これに準ずる関係にある者であって、知覚すること等により、本人の代理人として個人番号を提供する者が令第12条第2項第1号に掲げる書類に記載されている個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であること。（以下「個人番号の提供を行う者が本人の代理人であること。」という。）が明らか場合</p> <p>扶養親族等であって、知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らか場合</p> <p>過去に本人であることの確認を行っている同一の者から継続して個人番号の提供を受ける場合で知覚すること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らか場合</p> <p>代理人が法人であって、過去に個人番号利用事務等実施者に対し規則第7条第2項に定める書類の提示を行っていること等により、個人番号の提供を行う者が本人の代理人であることが明らか場合</p>
規則第9条 第5項 第6号	官公署又は個人番号利用事務等実施者から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの（本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。）	<p>官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で個人番号及び個人識別事項の記載があるもの</p> <p>自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書（提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。）</p> <p>還付された個人番号カード</p>
規則第10条 第1号	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供	本人及び代理人の個人識別事項並びに本人の代理人として個人番号の提供を行うことを証明する情報の送信を受けること。

	<p>を行うことを証明する情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法</p>	
<p>規則第 10 条 第 2 号</p>	<p>代理人に係る署名用電子証明書（電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号。以下「公的個人認証法」という。）第 3 条第 1 項に規定する署名用電子証明書をいう。）及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けることその他の個人番号利用事務実施者が適当と認める方法</p>	<p>代理人に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（公的個人認証法第 17 条第 4 項に規定する署名検証者又は同条第 5 項に規定する署名確認者が個人番号の提供を受ける場合に限る。）。</p> <p>代理人に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）。</p> <p>代理人が法人である場合には、商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書並びに当該電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）。</p> <p>個人番号利用事務実施者が本人であることの確認を行った上で代理人に対して一に限り発行する識別符号及び暗証符号等により認証する方法</p> <p>個人番号カード、運転免許証、旅券その他官公署又は個人番号利用事務等実施者から代理人に対し一に限り発行され、又は発給をされた書類その他これに類する書類であって、個人識別事項の記載があるものの提示（提示時において有効なものに限る。）若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること。</p> <p>本人の代理人（当該代理人が法人の場合に限る。）の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、登記事項証明書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号利用事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供</p>

		<p>を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること（登記事項証明書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提示等を受けた書類等を確認する方法によることことができる。）。</p>
		<p>本人の代理人（当該代理人が法人の場合に限る。）の社員等から個人番号の提供を受ける場合には、法人に係る地方税等の領収証書等及び社員証等の提示を受けること若しくはその写しの提出を受けること又は個人番号利用事務実施者の使用に係る電子計算機と個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して提供を受けること（法人に係る地方税等の領収証書等については、過去に当該法人から当該書類の提示等を受けている場合には、当該書類の提示等に代えて過去において提示等を受けた書類等を確認する方法によることことができる。）。</p>
		<p>本人の代理人（当該代理人が税理士法第 48 条の 2 に規定する税理士法人又は同法第 51 条第 3 項の規定により通知している弁護士法人（以下「税理士法人等」という。）の場合に限る。）に所属する税理士又は同法第 51 条第 1 項の規定により通知している弁護士（以下「税理士等」という。）から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る署名用電子証明書及び当該署名用電子証明書により確認される電子署名が行われた当該提供に係る情報を、東京都板橋区長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成 17 年板橋区規則第 1 号。以下、「情報通信規則」という。）第 3 条の規定に基づき当該代理人又は当該税理士等に通知した識別符号及び暗証符号を入力して送信を受ける方法（同法第 2 条第 1 項の事務に関し提供を受ける場合に限る。）</p>
		<p>本人の代理人（当該代理人が税理士法人等の場合に限る。）に所属する税理士等から個人番号の提供を受ける場合には、当該税理士等に係る地方税手続電子証明書及び当該地方税手続電子証明書により確認される</p>

		電子署名が行われた当該提供に係る情報を、情報通信規則第3条の規定に基づき当該代理人又は当該税理士等に通知した識別符号及び暗証符号を入力して送信を受ける方法(同法第2条第1項の事務に関し提供を受ける場合に限る。)
規則第10条 第3号 口前段	官公署若しくは個人番号利用事務等実施者から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって個人番号利用事務実施者が適当と認めるもの(本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるものに限る。)	本人の個人番号カード
		本人の還付された個人番号カード
		本人の住民票の写し又は住民票記載事項証明書であって、氏名、出生の年月日、男女の別、住所及び個人番号が記載されたもの
		官公署又は個人番号利用事務等実施者が発行又は発給をした書類で、本人の個人番号及び個人識別事項の記載があるもの
		本人が記載した自身の個人番号に相違ない旨の本人による申立書(提示時において作成した日から6か月以内のものに限る。)
規則第10条 第3号 口後段	個人番号利用事務実施者が適当と認める方法	個人番号の提供を行う者の使用に係る電子計算機による送信を受けること。